

# 自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を補助します

町 HP▶



問合せ 防災課 207

自転車乗車中の交通事故死亡者の約7割は、主に頭部の損傷が原因で亡くなっています。万が一事故に遭った場合でも、ヘルメットを正しく着用していれば、その被害は軽減されます。

また、令和5年4月1日から道路交通法の改正により、すべての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されます。町では、県と協調し、自転車乗車時のヘルメット着用を促進するため、自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を補助します。

## 補助対象者(ヘルメット着用者)

- ①町内に住所がある方
- ②町税等の滞納がない方
- ③転売を目的としてヘルメットを購入しない方
- ④過去に同一の補助金の交付を受けていない方（他市町村で、県との協調によるヘルメット購入費補助金交付を受けていないことを含む）

## 補助金額




ヘルメット購入費の1/2 以内  
(10円未満切り捨て、**上限 2,000円**)

- ※1人につきヘルメット1個かつ1回限りです。
- ※購入時のポイント利用、送料、値引き分は除きます。

## 補助対象ヘルメット

**新品**かつ以下の**安全認証マーク**が示された**ヘルメット**が補助対象となります。

- ※未使用を含む中古品、およびオークション、個人間売買、譲渡等は対象外です。
- ※令和6年4月1日以降に購入したものが対象です。

安全認証マーク（安全基準を表すもの）				
				
SG マーク	JCF マーク	CE マーク	GS マーク	CPSC マーク

## 申請書類と必要添付書類等

- ◆申請書類（町指定）
  - (1) 様式第1号（交付申請書兼実績報告書）
    - ※ヘルメット着用者が未成年者の場合は、申請者は保護者になります。
  - (2) 様式第3号（請求書）
    - ※口座名義人は、申請者と同一であることに限ります。
- ◆必要添付書類等
  - (1) 下記の必要事項が記載された領収書等の写し（レシート不可）
    - ・申請者または補助対象者（ヘルメット着用者）の氏名
    - ・領収日
    - ・領収金額（ヘルメットの購入額がわかるもの）
    - ・購入店
    - ・購入品名（「ヘルメット代」等）
      - ※ヘルメット代のみ（購入時のポイント利用や送料、値引き分を除いたもの）の領収書が出ない場合は、ヘルメット代のわかる内訳、購入明細書等を添付してください。
  - (2) 下記のいずれかで安全認証マークの確認ができるもの
    - ・保証書または取扱説明書等の書類の写し
    - ・ヘルメットに安全認証マークが付いていることが確認できる写真

## 申請手順

### <申請者が行うこと>

- ①新品かつ安全認証を受けたヘルメットを購入
  - ※必要事項が記載された領収書等を必ずもらってください。
- ②申請書類と必要添付書類等を、役場2階防災課窓口へ提出
  - ※申請書類は、役場2階防災課窓口で受取、または町ホームページからダウンロード・印刷してください。



### その後、役場防災課より...

- ③申請書類等を審査した上で、交付決定通知書兼確定通知書を申請者へ郵送
- ④申請者へ補助金を交付（指定口座へ振り込み）
  - ※申請から交付されるまで約3週間～4週間かかります。

## 申請受付期間

令和6年4月1日（月曜日）  
～令和7年3月28日（金曜日）

- ※土日祝を除いた期間です。
- ※予算が無くなり次第終了します。